

葬祭組合告示第1号

平成21年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年1月16日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成21年2月16日(月)午後2時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成21年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成21年2月16日(月曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子君(副議長)	四街道市議会選出
2番 望月清義君	佐倉市議会選出
3番 森野正君	佐倉市議会選出
4番 蕨和雄君(議長)	佐倉市長
5番 小池正孝君	四街道市長
6番 市橋誠二郎君	四街道市議会選出
7番 原義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	嶋田孝男君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁君	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏君	

○会期

平成21年2月16日(月曜日) 1日

○議事日程

平成21年2月16日(月曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 平成21年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

開会の宣告

午後 2 時 0 6 分 開会

- 議長（蕨 和雄君） ただいまの出席議員は 7 名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成 21 年 2 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査及び定期監査報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 81 条の規定により、望月清義議員、市橋誠二郎議員の両名を指名いたします。

会期の決定

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日 1 日と決しました。

議案の上程

- 議長（蕨 和雄君） 日程第 4、議案を上程いたします。
- お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 5 号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄君） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第 1 号から議案第 5 号までを一括議題といたします。
- 管理者に提案理由の説明を求めます。

- 管理者（小坂泰久君） 議長。

- 議長（蕨 和雄君） 管理者、小坂泰久町長。

- 管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成 21 年 2 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、議員とその他の委員等を明確に区分し、その報酬の規定も区分して、所要の規定を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。議案第1号と同じく、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、議員とその他の委員等を明確に区分し、その他の委員用の報酬規定等に関して、所要の規定を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億193万1,000円としようとするものでございます。補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、組合外の使用料、前年度の繰越金及び基金の利子収入を減額しようとするものでございます。歳出につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費及び公共料金の値上げに伴う光熱水費を増額し、入札執行差金に伴う委託料を減額し、残額を基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成21年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。

以下、その概要を申し上げます。平成21年度歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億315万1,000円でありまして、対前年度比65万9,000円、0.2%の減となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として2億756万9,000円、火葬場、式場などの使用料が6,969万7,000円、基金繰入金として2,073万6,000円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費、5款公債費につきましては、新火葬場建設事業に伴う組合債の元金及び利子の償還でございます。

次に、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、浦安市市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わります。

以上でございます。

○議長(藤 和雄君) 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○事務局長(石井八仁君) はい、議長。

○議長(藤 和雄君) 事務局長、石井八仁君。

○事務局長(石井八仁君) 事務局長の石井と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、私から各議案の補足説明をさせていただきます。お手元にお配りしてございます議案第1

から3と5号資料という資料編をごらんいただきたいと思います。この資料によりましてご説明いたしたいと思います。まず、議案第1号資料でございます。こちら佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてというものでございます。まず、制定理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について、議員とその他の委員等を明確に区分し、その報酬の規定も区分することに関して、所要の規定を改正するものでございます。

2番としまして、改正概要・主な改正内容でございますが、議員に関する報酬及び費用弁償等について、監査委員を除いて、議員に特定の条例とするものでございます。それに伴いまして、まず題名の改正を行います。「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改正するものでございます。

(2)の趣旨、第1条でございますが、議会の議長、副議長及び議員の報酬及び費用弁償等に関する規定であることを明記するものです。

第2条におきましては、議員に特定するため、議員報酬と改正し、報酬表及び支給方法も特定するものでございます。

3条につきましては、議会の議長、副議長及び議員の費用弁償を特定しております。

それから、第4条関係では、規則への委任条項がないため、新規に制定したものであります。

施行期日は公布の日から施行するというものでございます。

その後の資料としまして、新旧対照表がついておりますが、そちらにアンダーラインした部分が改正したところでございますので、こちら後でごらんいただきたいと思います。

続きまして、第2号議案の説明に移りたいと思います。こちら佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてということです。制定理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例を整備することについて、議員とその他の委員等を明確に区分し、その他委員用の報酬規定等に関して、所要の規定を改正するものでございます。

2番の改正概要・主な改正内容でございますが、監査委員等の報酬及び費用弁償等について、議員と分離し、委員に特定の条例とするものでございます。

趣旨の第1条でございますが、条例の「目的」を「趣旨」に、根拠条文を自治法の改正に伴い、「第203条」を「第203条の2」に改正し、「議会の議員、監査委員」のための文言を削る。その他文言を整理する。

報酬(第2条)でございますが、各委員の報酬規定について、議員と分離した監査委員等に特定するため、報酬表の表記を整理する。

施行期日は公布の日から施行するものでございます。

同じように新旧対照表がございます。こちら一読していただきたいと思います。実際には先ほどの条例で1号議案のほうでは監査委員を除いた条例にしたものでございますので、こちらに監査委員を入れるというものでございます。

続きまして、議案第3号についてご説明したいと思います。こちら資料もついてございますが、補正予算でございますので、予算書のほうをごらんいただきたいと思います。予算書によってご説明したい

と思います。まず、議案第3号の1ページでございますが、第1条に書いてございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億193万1,000円としようとするものでございます。内容についてでございますが、8ページをごらんいただきたいと思います。2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、1節使用料でございますが、こちら112万円を減額しようとするものでございます。この内容としましては、区域外の火葬件数が、組合外の火葬件数が今年度減ったということで、一応予算より14件ほど減るという見込みで112万円の減額をお願いしようとするものでございます。この理由としましては、印西斎場の開設によりまして、印西からこちらに来ておりました組合外の火葬が減ったというものでございます。

3款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、基金の預金利子が見込みより利率が減少したことに伴いまして、5万9,000円の減額をお願いするものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、70万円の減額です。これは平成19年度の決算の確定に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。10ページでございます。こちら歳出でございますが、議会費1,000円の増額補正でございます。こちらの年度途中におきます議員の改選に伴い、1,000円の不足が生じたものでございます。

次の12ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。こちら79万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは4月の人事異動に伴う給与の補正でございます。

次のページをお願いいたします。14ページでございますが、3款事業費、1項運営費、1目運営費でございます。こちらは280万円の減額でございます。内訳といたしまして、11節の需用費でございますが、163万2,000円の増額です。この内容ですが、光熱水費、電気、ガス料金が昨年値上げがございまして、今年度末までに163万2,000円が不足する見込みとなりましたので、この分の補正をお願いするものでございます。それから、13節の委託料につきましては、443万2,000円の減額補正でございますが、こちらは機械設備保守点検・定期清掃委託料につきましては216万8,000円の減額、それから火葬炉運転業務委託については127万2,000円、施設運営管理業務委託、99万2,000円、いずれも入札差金でございます。こちらにつきまして減額補正をしようとするものでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費でございます。こちらにつきまして、総額では12万8,000円の増額でございます。まず、積立金の関係ですが、財政調整基金積立金につきましては18万4,000円の増額をお願いするものです。それから、施設整備基金積立金につきましては、5万6,000円の減額をお願いするものです。両方合わせまして12万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは財源調整に伴います補正でございます。

それから、次の18ページ以降につきましては、給与費明細書等が記載してございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。こちらについては特に資料ございませんで、予算書で説明したいと思います。まず、1ページでございます。第1条に書いてございますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億315万1,000円の予算をお願いしようとするものでございます。この金額については前年度と比較いたしまして、65万9,000円の減となっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1

項負担金、1目負担金、1節の市町村負担金でございます。合計で2億756万9,000円でございます。内訳でございますが、佐倉市負担金が1億985万4,000円、こちらは構成比、比率では56.58%、前年比6,000円の減となっております。四街道市負担金でございますが、7,653万3,000円でございます。こちらは33.09%でございます。前年と比較しますと、212万2,000円の減となっております。酒々井町負担金2,118万2,000円でございます。10.33%、前年と比較しまして、26万2,000円の減となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、1節使用料でございます。6,969万7,000円です。内訳としまして、火葬場使用料が1,687万9,000円、組合内使用料が1,267万9,000円、組合外火葬場使用料が420万円を見込んでおります。これにつきましては、20年度と比較いたしますと、組合外につきましては、20年度と比較しますと250万ほど下げて予算を編成しております。次に、霊柩車使用料でございます。こちらにつきましては、113万4,000円を見込んでおります。待合室使用料については274万3,000円、霊安室使用料は267万4,000円、式場使用料については4,614万7,000円です。こちらについては、前年と比較いたしまして、14件ほど増を見込んでおります。金額的には110万ほど増額となっております。それから、6番目に施設使用料でございますが、12万円、こちらは佐倉市の社会福祉協議会、売店の使用料でございます。こちらを計上してあります。次に、手数料でございますが、1目手数料、1節手数料でございますが、諸証明の手数料を1万7,000円計上してございます。こちらは分骨や火葬証明の手数料でございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金、19万2,000円です。こちらは基金の利息、19万2,000円を見込んでおります。

次に、4款の繰入金でございます。1項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。まず、内訳でございますが、財政調整基金繰入金1,243万6,000円、それから施設整備基金繰入金830万円を計上してございます。

それから、次に5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金でございますが、450万円を見込んでおります。

次の10ページでございますが、6款の諸収入でございます。1項雑入、1目雑入、1節雑入でございます。こちら44万を見込んでおります。こちらは売店の電気料や電話使用料、それから職員の駐車場の使用料等を見込んでおります。

次の12ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。49万4,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして、5万円の減額となっております。こちら議員の報酬7人分等を計上させていただいております。

次の14ページをごらんいただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1億2,444万7,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして225万9,000円、1.8%の減となっております。内訳といたしまして、まず報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬3人分、こちら9万円を計上させていただいております。給料等につきましては、特別職1人分、それから職員給料13人分等を計上させていただいております。それから、ちょっと変わったところでは賃金でございますが、7節の賃金でございますが、こちらにつきましては246万5,000円、前年度と比較しまして102万5,000円の増額となっておりますが、今年度、職員1名が特別休暇をとっている関係で、事務職員を増やすというものでございます。それから、その他、11節の需用費でございます。こちらにつきましては、総額で97万6,000円でございますが、前年度より11万2,000円ほど減額とさせて

いただいております。次の役務費でございます。こちら前年度と比較しましては、3万6,000円ほど減額の83万9,000円でございます。あと委託料につきましても75万1,000円でございますが、こちら11万6,000円ほど減額しております。

次の16ページをごらんいただきたいと思います。こちら2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費でございます。8万7,000円でございます。前年度より1,000円減っておりますが、こちらについては監査委員2名分の予算でございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思います。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございます。こちら1億543万8,000円です。こちらは前年度と比較いたしまして177万9,000円、1.7%の増となっております。その主な内容といたしましては、11節の需用費でございますが、4,250万8,000円でございますが、前年と比較いたしますと、240万7,000円の増額となっております。この主なものとしましては、光熱水費、電気におきまして、電気代が前年よりおおむね6.5%増を見込んでおります。ガスにつきましては8.9%（空調用）、それと4.8%（火葬用）の値上げを見込んでいるところでございます。それと、修繕料は前年と同じでございます。光熱水費は3,689万3,000円を計上させていただいておりますが、この前年度と比較しますと、172万2,000円の増となっております。それと、次の役務費については31万1,000円ですが、前年と比較しますと、22万9,000円の減額となっております。次の委託料でございますが、5,560万8,000円を計上させていただいております。こちらにつきましても、前年と比較しまして197万5,000円の減額となっております。主なものについては、一番上に書いてございます施設運営管理業務委託が99万2,000円ほど減額となっております。それから、あと中段に書いてございます煤煙等測定業務委託料が17万6,000円の減、それから2つ飛んで自家用電気工作物保守点検委託料が6万6,000円の減、その18ページの下から2番目ですが、火葬業務運転委託料については127万2,000円の減となっております。

それから、19ページでございますが、工事請負費でございます。この施設改修工事として620万円計上させていただいておりますが、内訳といたしまして、火葬炉設備改修工事、それから外壁浮きタイル補修工事、電話交換設備改修工事等を行う予定でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費については、19万2,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして12万8,000円の減額、40%の減となっております。こちらについては、財政調整基金積立金を3万円、施設整備基金積立金を16万2,000円計上させていただいております。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。5款公債費、1項公債費、1目元金については、6,758万3,000円でございます。こちらは前年度と比較いたしまして225万9,000円、35%増となっておりますが、これはその下に2目の利子でございますが、こちらとの金額の入れ替でございます。それが入れ替わっておるだけで、前年度、平成20年度と比較しますと、両方合わせますと全く同じ金額というものでございます。こちらは組合債の元金償還事業として6,758万3,000円、2目の利子のほうでは391万円を返還するものでございます。

次の24ページをごらんいただきたいと思います。6款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。100万円を計上させていただいております。

それから、次の26ページ以降につきましては、給与費明細書等を記載してございますので、こちらについては後でござんいただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号の説明に移りたいと思います。また、資料編のほうに戻っていただきまして、資料の6ページになりますが、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてというものでございます。協議理由でございますが、浦安市市川市病院組合及び香取市東庄町清掃組合の千葉縣市町村総合事務組合からの脱退に伴い、次のとおり千葉縣市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるとでございます。

2の規約変更の主な内容でございますが、(1)の組織団体の数の減少でございます。千葉縣市町村総合事務組合を組織する浦安市市川市病院組合が平成21年3月31日に解散し、また、香取市東庄町清掃組合が平成21年3月31日に解散し、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と統合することにより、組合の組織団体の数が減少するものです。

(2)としては、減少団体の共同処理している事務。浦安市市川市病院組合については、の議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償事務、公平委員会に関する事務。なお、当該病院組合は解散いたしますけれども、解散後の病院経営は「社団法人地域医療振興協会」に経営移譲されるものでございます。

香取市東庄町清掃組合については、の常勤の職員の退職手当の支給事務、の議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償事務、公平委員会に関する事務でございます。

施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(蕨 和雄君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄君) 質疑なしと認めます。

討 論

○議長(蕨 和雄君) 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄君) 討論なしと認めます。

採 決

○議長(蕨 和雄君) これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(蕨 和雄君) ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（蕨 和雄君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

平成21年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 望 月 清 義

議 員 市 橋 誠 二 郎